

2020年5月13日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドフレームワークの改定について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 ^{かめざわ ひろのり} 亀澤 宏規、以下 MUFG）は、今般、資本市場を通じた新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の発生による社会経済的影響を緩和する取り組みの一環として、「グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク」（以下 本フレームワーク）を改定しました。COVID-19 対策に寄与する資金使途を規定したフレームワークの策定は本邦初となり、本日付で第三者評価機関である Sustainalytics 社より本フレームワークに対するセカンドパーティ・オピニオン^{*1}を取得しました。

1. 背景

MUFG は、金融機関の使命として、長期的な視点でお客さまや社会と末永い関係を築き、共に持続的な成長を実現することを経営ビジョンに掲げており、金融機能を通じた環境及び社会の課題解決に積極的に取り組むことで、持続的な事業の成長と企業価値の向上の実現を目指しています。2019年5月には金融サービスの提供を通じて、持続可能な社会の実現、SDGs の達成に貢献するため「サステナブルファイナンス目標」を設定しており、その取り組みの一環として2019年10月に「グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク」を策定し、当該フレームワークに基づき2019年12月、MUFG 初となるソーシャルボンドの発行代わり金を社会課題の解決に資する融資に充当する等 ESG の取り組みを強化してまいりました。

2. 目的・概要

MUFG は、COVID-19 が及ぼす社会経済的な影響に鑑み、株式会社三菱 UFJ 銀行（取締役頭取執行役員 ^{みけ かねつぐ} 三毛 兼承、以下三菱 UFJ 銀行）は、COVID-19 の発生により影響を受けた法人及び個人事業主のお客さま向けに特別基金を設立しております。従来設定したフレームワークに、当該特別基金を通じた中小企業及び個人事業主のお客さまへの融資、また当該融資のリファイナンスを新たな資金使途として追加し、お客様の中長期的な雇用維持を支援する取り組みを強化いたします。

さらに、感染症（COVID-19 等）の拡大防止、治療等に寄与する国内外の医療施設、医療関連機器・製品製造会社に対する融資、ならびに症状緩和や拡大防止を目的とした検査、研究開発に寄与する製薬会社向け融資についても本フレームワークの資金使途に追加することで、COVID-19 等の感染症対策に資するプロジェクトを支援してまいります。

また、本フレームワークは、第三者評価機関である Sustainalytics 社からのセカンドパーティ・オピニオンを取得しており、国際資本市場協会（ICMA : International Capital Market Association）が公表する「グリーンボンド原則 2018（GBP）^{*2}」、「ソーシャルボンド原則 2018（SBP）^{*2}」、「サステナビリティボンド・ガイドライン 2018（SBG）^{*2}」の基準に該当するものと認められております。

MUFG は、本フレームワークに基づく債券の発行、及びその発行代わり金の三菱 UFJ 銀行による融資を通じて、持続可能な環境・社会の実現に資するプロジェクトをサポートするとともに、今後も、ESG を考慮した投融資に貢献してまいります。

*1 オピニオンの詳細及び本フレームワークの概要は、Sustainalytics 社のホームページをご参照ください。

<http://www.sustainalytics.com/sustainable-finance/mitsubishi-ufj-financial-group-green-social-and-sustainability-bond-second-party-opinion-japanese/>

*2 グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドの透明性の確保、情報開示及びレポーティングを推奨し、市場の秩序を促進させることを目的に、国際資本市場協会（ICMA）が策定した自主的ガイドライン。

【ご参考】資金使途の対象となる適格カテゴリー及び SDGs との整合性

グリーン分野

資金使途の対象となる適格カテゴリー	SDGsターゲット
① J-REIT（日本の不動産投資法人）が保有する適格グリーンビルディングに対する融資	
② 適格再生可能エネルギープロジェクト（太陽熱発電、太陽光発電、陸上及び洋上風力発電プロジェクト）に対する融資	

ソーシャル分野

資金使途の対象となる適格カテゴリー	SDGsターゲット
① 雇用創出・維持 震災、台風等の災害による経済的被害・影響からの復興・復旧に寄与する融資（震災、台風等の災害に対しては「復興特区支援利子補給金制度*3」及び「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金*4」等を利用する事業者への融資に優先して充当） 感染症拡大（COVID-19等）による経済的被害・影響からの回復に寄与する融資（三菱UFJ銀行が設立した特別基金を通じた融資及び当該融資のリファイナンスに充当等）	
② ヘルスケア 低所得者層にもアクセス可能である、国内外の公的病院、国内の社会医療法人及び社会福祉法人が運営する国内病院への融資 感染症（COVID-19等）の拡大防止、治療等に寄与する国内外の医療施設及び医療関連機器・製品製造会社への融資、ならびに症状緩和や拡大防止に向けた検査、研究開発に寄与する製薬会社向け融資	
③ 教育 低所得者層にもアクセス可能である、公立学校への融資	
④ 公共住宅 イングランドの公共住宅当局に登録された公共住宅供給業者向けへの融資	

*3 東日本大震災の被災地の復興に向けて、地方公共団体が作成し国の認定を受けた復興推進計画の中核事業に必要な融資に対して、国が5年間、利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援する制度。

*4 東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波震災区域及び原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等であって避難指示が解除された地域を中心に産業復興を加速させ、雇用の創出を通じて地域経済活性化を図ることを目的とした補助金。

以上

ご注意：この文章は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループによるグリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク策定とセカンドパーティ・オピニオン取得に関して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。